

令和7年度 町内保育施設申込みスケジュール

利用開始日	申込期間	利用決定 (保留決定)	育休から復職または 就労先が決まっている場合
5月1日	3月3日～ 3月31日	4月中旬頃	6月30日までに復職・就労
6月1日	4月1日～ 4月30日	5月中旬頃	7月31日までに復職・就労
7月1日	5月1日～ 5月30日	6月中旬頃	8月31日までに復職・就労
8月1日	6月2日～ 6月30日	7月中旬頃	9月30日までに復職・就労
9月1日	7月1日～ 7月31日	8月中旬頃	10月31日までに復職・就労
10月1日	8月1日～ 8月29日	9月中旬頃	11月30日までに復職・就労
11月1日	9月1日～ 9月30日	10月中旬頃	12月31日までに復職・就労
12月1日	10月1日～ 10月31日	11月中旬頃	1月31日までに復職・就労
1月1日	11月4日～ 11月28日	12月中旬頃	2月28日までに復職・就労
2月1日	12月1日～ 12月26日	1月中旬頃	3月31日までに復職・就労
3月1日	1月5日～ 1月30日	2月中旬頃	4月30日までに復職・就労

- 利用開始日は、原則、月の1日からを基本とします。
- 申込みは、対象の子どもが生まれた後で、利用開始時点で生後50日または生後6か月を迎えていることが条件です。
 - ・生後50日から受け入れ可能・・・えくぼ遊育園、ばんびはうす
 - ・生後6か月から受け入れ可能・・・ばんげ保育所、もみの木保育園
- 入所（園）保留となった場合は、待機となります。
保育施設に欠員が出るたびに選考し、入所（園）可能な場合はお知らせします。
- 待機は最長で年度末までとし、次年度については再度申請が必要となります。
- 保育の認定が取消しになると、「待機」の対象外となります。
- 新年度申し込み（4月から利用開始）については、10月下旬に募集する予定です。詳細は、町ホームページ、広報をご確認ください。

問い合わせ 会津坂下町教育委員会 子ども課 子ども支援班 保育支援係
 〒969-6547 字市中三番甲 3667 番地 1
 ☎84-3712